



Title	外資系企業の「日本化」過程：戦時下における帝国酸素の事例
Author(s)	沢井, 実
Citation	大阪大学経済学. 2015, 65(1), p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57095
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

外資系企業の「日本化」過程

— 戦時下における帝国酸素の事例 —

沢井 実[†]

はじめに

金属の切断や溶接に必要な酸素を供給する酸素工業が日本で成立するのは明治末期であった。1910年10月に日本酸素合資会社が設立され、エア・リキード社がパリに日本オキシジェヌス及アセチレーヌ会社を設立、神戸に支社を開設するのが同年11月であった¹。日本オキシジェヌス及アセチレーヌ会社は15年6月に商号を帝国酸素アセチレーヌ会社と変更し、18年7月に日本酸素は株式会社に改組された。

1923年12月にエア・リキード社が帝国酸素アセチレーヌ会社を吸収合併し、商号を液体空気会社（日本支社）と変更する。続いて30年8月にはエア・リキード社と住友合資会社の共同出資によって日本法人帝国酸素株式会社が設立され、液体空気会社の経営を継承する。さらに43年2月に帝国酸素は社名を帝国圧縮瓦斯に改称した。

表1にあるように第1次世界大戦後の1920年の調査によると、全国展開をしている酸素専門企業は日本酸素と帝国酸素アセチレーヌ会社の2社のみであり、酸素工業界における両社の存在感は圧倒的であった。

本稿では戦時下におけるこのフランス系企業の現地化、「日本化」の過程を検討する。一外資系企業の現地化過程に集約された時代状況と企業の関わりについて考察する。

[†] 大阪大学大学院経済学研究科教授

¹ 以下、酸素協会広報委員会編『酸素産業史』1998年、255-265頁による。

1. 帝国酸素の設立

1923年の帝国酸素アセチレーヌ会社から液体空気会社への商号変更について、宇田正氏は「親会社のA.L.としては国際的企業戦略の一環として日本における子会社を支社に改組し直接統轄するという合理化方針を選好したものであろう。もはや社名も『帝国』のイメージをかなぐり捨てフランス工業資本としての実体を露わにしてもマイナスとならぬまでに社業の基盤がかためられたし、日本市場をめぐる諸状況も変りつつあると判断されたにちがいない²」との見解を示している。

一方、1920年代末から「国産品愛用」のうねりが酸素工業界にも押し寄せる。1929年10月にカーバイド時報社主幹の澤田白嶺は「帝国の臣民として酸素需要家諸彦へ訴ふ」と題する檄文を発表し、そのなかで「今や我国酸素界は一外人の経営会社の毒菌を以て一飲みにならんとする状態にあり彼等は過去拾有六年毎年百幾拾万円の収益を我国より本国に送り、尚ほこれに飽きたらずとて、今春自己の顧客たる熔接器具商を無警告に告訴なし（中略）我が酸素界の真想を独り業界のみならず朝野人士に訴へて声援を得以て大目的たる国産振興国益庇護の実を挙げざるべからず³」と呼びかけた。

² 宇田正「日本近代史における社会経済的フランス像—『帝国酸素株式会社』の沿革をめぐって—」（『追手門経済論集』第5巻第3・4号、1971年3月）164頁。

³ 設立50周年記念社史編集室編『帝国酸素の歩み—原点から未来をみつめて』帝国酸素株式会社、1981年、32頁の図版より引用。

表 1 酸素工業工場一覧 (1920 年現在)

方法別	府県別	工場名	投下資本 (千円)	製造開始 年月	製造方法	備考	
空気液化	東京	日本酸素(株)大崎工場	合計 1,100	1910	リンデ式		
同	広島	同 広島工場		1913	同		
同	東京	同 亀戸工場		1919.3	同		
同	福岡	同 小倉工場		1920.2	同		
同	愛知	同 名古屋工場		1920.8	同		
同	兵庫	帝国酸素アセチレーヌ会社兵庫工場	合計 2,000	1915.6	クラウド式		
同	神奈川	同 神奈川工場		1918.7	同		
同	大阪	同 大阪工場		1911	同		
同	熊本	日本窒素肥料(株)鏡工場	合計 544	1914.5	同	○	
同	同	同 水俣工場		1919.8	同	○	
同	愛知	名古屋酸素(株)	160	1917.5	メッツアー式		
同	東京	田辺酸素(株)	250	1919.2	リンデ式		
同	神奈川	横浜炭酸酸素製造(株)	100	1919.4	同		
同	福岡	九州電気酸素(株)	100	1919.5	同		
同	大阪	大正酸素(株)	840	1919.6	安見式		
同	神奈川	浅野造船所酸素工場	85	1919.7	リンデ式		
同	大阪	日本工業原料(株)	160	1919.10	同		
同	東京	東洋酸素(株)	186	1920.4	ヒルデブランド式		
同	広島	呉海軍工廠	80	1919.9	同		
電解	神奈川	程ヶ谷曹達工場	100	1920.2	型式不明		
同	京都	大阪酸水素工業(株)	250	1920.5	I. O. C. 式		
同	埼玉	陸軍航空部補給部所沢支部	20	不明	シュミット式		
同	兵庫	鈴木商店製油所兵庫工場	250	1916.8	シュッケルト式	○	
同	神奈川	横浜魚油(株)横浜工場	150	1915.11	木村式	○	
同	兵庫	同 神戸工場	60	1917.4	同		
同	同	日本リーパーブラザーズ(株)	100	1915	ノールス式	○	
同	北海道	帝国精油(株)	50	1917.11	デーデット式		
同	大阪	セールフレーザー大阪硬化油工場	25	1918.1	複極I. O. C. 式		
空気液化	台湾	(資)瓦斯電気商会	以下、計画中、 工場建設中				
同	香川	讃岐化学工業(株)					
同	東京	東京酸素(株)					
同	東京	大陽酸素(株)					
同	福岡	西海電気工業(株)					
電解	東京	旭酸素(資)					
	福岡	九州電気工業(株)					

〔出所〕 農商務省工務局『酸素工業ニ関スル調査』1921年、11-12頁。

(注) (1) 田辺酸素(株)は1919年2月に田辺酸素製造所を継承。

(2) ○印は帝国酸素アセチレーヌ会社が副産物酸素を取り扱う工場。

こうした概文ではないが、国産品愛用は時代の流れであり、その中心の一つが鉄道省であった。1929年12月に開催された鉄道省購買掛長会議において本省担当者から「主トシテ外国人ノ資本経営ニヨル生産品」に関して、「外国資本ト云フ内ニハ二種アリ。一ツハ単純ナル資本即チ借入金ヲ意味シ、一ツハ外国人カ資本ヲ投シテ事業ヲ経営スル場合ヲ云フ。茲ニ謂フ外国資本トハ、後ノ場合ニシテ形式的ニハ我カ国法ニ則ル会社ヲ組織シ且ソノ多クハ若干ノ法人株主及重役ヲ参加セシメ居ルモ実質的ニハ外国大

会社ノ支社ニシテ外国人ノ経営ニ係ルモノヲ云フ。此種会社ノ製品ヲ国産品トスヘキヤ否ヤハ加工ノ場合ニ於ケルト同シク外国人カ経営ニ干与スル程度換言スレハ経営上ノ実権カ何国人ニ属スルカニ因リテ判断スヘキナリ (中略) 外国人ノ経営スル国内工業ハ恰モ外国工業殖民地ノ観アリ⁴⁾」との発言があった。

こうした状況のなかで泉尾酸素、大阪酸水

⁴⁾ 鉄道省『国産品ニ関スル疑義ニ就テ』1930年 (アジア歴史資料センター, Ref. B09040811000, 外務省外交史料館) 4-6頁。

素、豊崎酸素など大阪地域の酸素会社を発起人とし、保土谷曹達社長の磯村音介らが斡旋する形で、1930年1月に国産酸素製造業者聯合会（会長は磯村音介）が結成された⁵。その背景には液体空気会社が小倉工場の新設を計画し、神戸・大阪工場の増設を企図するなどの動きがあったため、国産業者はこれへの対抗を狙って聯合会の結成へと動いた⁶。同年6月の聯合会の会合において会長の磯村音介は「現在仏国資本家が若干ノ邦人ヲ参画セシメ又ハ使役シ、日本ノ空気ヲ原料トシテ酸素瓦斯ヲ製造シ居ル事実ハ所謂形式的ニハ我国ノ会社ナルモ、其実仏国会社ノ出店ニシテ正ニ日本産業ノ仮面ヲ冠ル仏国産業ナリ（中略）仏国資本家ハ強大ナル支配権ヲ以テ妨碍的競争ヲ挑ミ、常ニ強傲ナル剰余力ヲ以テ圧迫ヲ重加シ、加フルニ近時ノ如ク採算ヲ度外視シタル競争ヲ我国産品ニ向テ試ミルニ於テハ、吾人何ゾ之ヲ黙視スルヲ得⁷」と訴えた。ただし磯村音介が経営する磯村合名会社はドイツのリンデ社およびハイランド社の酸素製造機械の輸入販売を行っており、液体空気に対抗する酸素「国産化」は磯村の事業拡大に大いに貢献する面もあった⁸。

こうしたなかで窮地に追い込まれたエア・リキード社・液体空気会社は顧問の海軍造兵中将有坂鋁蔵を介して日本法人化を図ることになった。有坂は大倉商事、三井物産、住友合資会社の各社と折衝し、結局1930年8月に住友合資が参加して日仏合併による日本法人帝国酸素株式会社（資本金240万円、エア・リキード社87.5% [210万円]、住友合資会社12.5% [30万円]）が設立された。社長には有坂が就任し、常務取締役にはエア・リキード社のアンリ・メ

ルキオール（Henri Melchior, 1922年に帝国酸素アセチレーヌ会社の総支配人に就任、元海軍士官）と住友合資会社の小高親が選任された⁹。しかし経営の実権はメリキオールが握っていた¹⁰。

一方、帝国酸素設立の経緯を住友側資料は「神戸ノ液体空気会社（註、AL社の日本名）ハ、クロード式空気液化装置ノ日本ニ於ケル専用権ヲ有スル会社ニテ、ソノ製品ハ優良ナルタメ、鉄道省ハ専ラ同社ヨリ酸素ノ供給ヲ受ケタリ。シカルニ同社ハソノ資本全部ガ仏国人所有ニシテ実質的ニハ内地製品トスル能ハズ。内地品使用方針トナリタル為、同社製品購入困難トナリ、鉄道省ハ同社幹部ニ対シ内地実業家ト協同スル様交渉ヲナシ、住友ハ伸銅所・製鋼所等酸素ノ大需要者ニシテ又酸素容器供給者ナリ。又同社ハ一七七年モ住友銀行ト取引ヲナセルヲ以テ、之ガ協同者トナル様依頼アリタリ。住友トシテハ本事業ニ経験ナク、金融多忙ニシテ、又一割余ノ投資ニテ国産会社ヲ装ハシメ、外国会社ヲ援助スル悪宣伝ノ恐アリ、辞退シタルモ再三依頼アリ。鉄道省ノ関係モアリ之ガ参加ニ決シ、液体空気会社ノ事業一切ヲ継承スル帝国酸素ヲ設立シタリ¹¹」と説明している。ここでは国産酸素製造業者聯合会の動き以上に鉄道省からの慫慂に抗しきれず、限定された出資額で住友側が応諾した様子がうかがわれる。しかし「外国会社ヲ援助スル悪宣伝ノ恐アリ」といった点を住友が気にしていたことに留意しておきたい。住友にとって自らが強く望んだ投資案件ではなかったのである。

しかし住友合資会社からの出資を仰ぐことで、鉄道省の狙い通り、帝国酸素は「国産酸素会社」として認知されることになった。1930

⁵ 前掲『酸素産業史』39頁。

⁶ 菅野久一「わが国における酸素工業の回顧」（『酸素情報』第2集第11号、1947年11月）9頁。

⁷ 芳賀泰平編『磯村音介翁伝』磯村乙巳、1940年、170頁。

⁸ 同上書、182頁。なお磯村合名会社は音介の没後1936年12月に磯村産業株式会社（資本金180万円）に改組した（同上書、179頁）。

⁹ 前掲『酸素産業史』39-40頁、および前掲『帝国酸素の歩み－原点から未来をみつめて』35-36頁。

¹⁰ 山本一雄『住友本社経営史』上巻、京都大学学術出版会、2010年、746頁。

¹¹ 同上書、745-746頁から再引用。元資料は株式会社住友本社「投資会社調」（連系会社・関係会社）。

表2 各社の酸素製造量（1933年）

道府県	製造所名	製造量 (m ³)	1日(24時間) 製造能力(m ³)	種類	製造 開始年	備考
北海道	○ 帝国酸素(株)	750,086	960	圧縮瓦斯	1930	休業中
	○ 資三省社	73,864	900	〃	1927	
	○ 北海酸素(株)	98,000	1,400	〃	1929	
	○ 日北酸素(株)		240	〃	1929	
東京	(財)理化学研究所	597		液化瓦斯	1924	休業中 未開始
	〃	205,680	800	圧縮瓦斯	1924	
	○ 東洋酸素(株)	866,338	2,800	〃	1920	
	○ 日本酸素亀戸工場	4,077,603	1,920	〃	1919	
	○ 〃	44		液化瓦斯	1919	
	○ 日本酸素大崎工場	72,189	200	圧縮瓦斯	1911	
	○ 田邊酸素(株)	161,977	1,200	〃	1916	
	○ 小松川酸素(資) 動力研究所		400	〃	1922	
			20	液化瓦斯		
京都	○ 大阪酸水素(株)	356,714	1,980	圧縮瓦斯	1919	
大阪	○ 日本酸素(株)	825,277	3,600	〃	1925	
	○ 大同酸素(株)	162,814	1,440	〃	1933	
	○ 帝国酸素(株)	1,366,743	6,600	〃	1930	
神奈川	○ 横浜炭酸酸素製造会社		240	〃	1919	休業中
	日本電化工業(株)	31,138	500	〃	1928	
	○ 保土ヶ谷曹達(株)	326,024	720	〃	1915	
	東京電気(株)	4,574	340	圧縮瓦斯	1924	
	〃	491	240	液化瓦斯	1924	
	○ 帝国酸素(株) (株)浅野造船所	908,868	3,600	圧縮瓦斯	1930	
	昭和肥料(株)	151,237	500	〃	1931	
兵庫	○ 帝国酸素(株)	1,003,677	4,560	〃	1930	
	○ 合同油脂(株) ベルベット石鹼(株)	700,000 6,240,374	2,000 20,000	〃 〃	1916 1926	
長崎	三菱造船(株)	114,050	600	〃	1921	
新潟	日本曹達(株)	11,336	50	〃	1924	
	昭和肥料(株)	18,978	1,152	〃	1930	
	○ 帝国酸素(株)	113,580	960	〃	1932	
埼玉	秩父電気(株)		1,200	〃	1928	休業中
愛知	○ 名古屋酸素(株)	176,887	600	〃	1917	
	○ 日本酸素(株)	350,583	1,200	〃	1918	
	○ 〃		2	液化瓦斯	1918	
	○ 帝国酸素(株)	228,538	720	圧縮瓦斯	1930	
岐阜	日本合成化学工業(株)	1,246,386	5,000	〃	1928	
宮城	東北帝国大学金属材料研究所	42,729	800	〃	1931	
福島	○ 資三省社	45,940	720	〃	1928	
秋田	○ 帝国酸素(株)	72,497	480	〃	1930	
福井	○ 帝国酸素(株)	122,918	960	〃	1930	
	大同肥料(株)	122,918	960	〃	1923	
富山	大日本人造肥料(株)	14,346	6,000	〃	1928	
広島	○ 日本酸素(株)	161,705	500	〃	1913	
	因島酸素(株)	18,822	200	〃	1924	
福岡	○ 福岡酸素(株)	186,729	1,200	〃	1919	
	三池窒素工業(株)	136,283	6,000	〃	1931	
	○ 筑豊酸素(株)	70,638	480	〃	1920	
	○ 宇島酸水素(株)	27,811,766	240	〃	1920	
	○ 日本酸素(株)	237,487	960	〃	1923	
	○ 九州電気工業(株)	170,885	850	〃	1923	
	○ 帝国酸素(株)	510,843	1,560	〃	1930	
大分	九州電気工業(株)	804	792	〃	1931	1933年以降休止
熊本	○ 帝国酸素(株)	270,446	1,750	〃	1930	
宮崎	旭ペンベルグ絹糸(株)	16,779,102	52,500	〃	1931	

[出所] 内務省警保局「圧縮ガス液化ガス取締ニ関スル統計書」昭和9年1月調（アジア歴史資料センター、Ref.A05020190200、国立公文書館）、および酸素協会広報委員会編『酸素産業史』酸素協会、1998年、40頁。

- (注) (1) ○印は、1930年11月時点での酸素全国聯合会加盟企業。同時点ではさらに泉尾酸素、台湾酸素、豊崎酸素、函館酸素、横須賀酸素の5社が加盟していた。
 (2) 新潟県所在の青海工場以外の帝国酸素の各工場の製造開始年は同社成立年。
 (3) 宇島酸水素の製造量は疑問であるが、原資料のままとした。
 (4) 日本合成化学工業は合成醋酸及容器充填用。

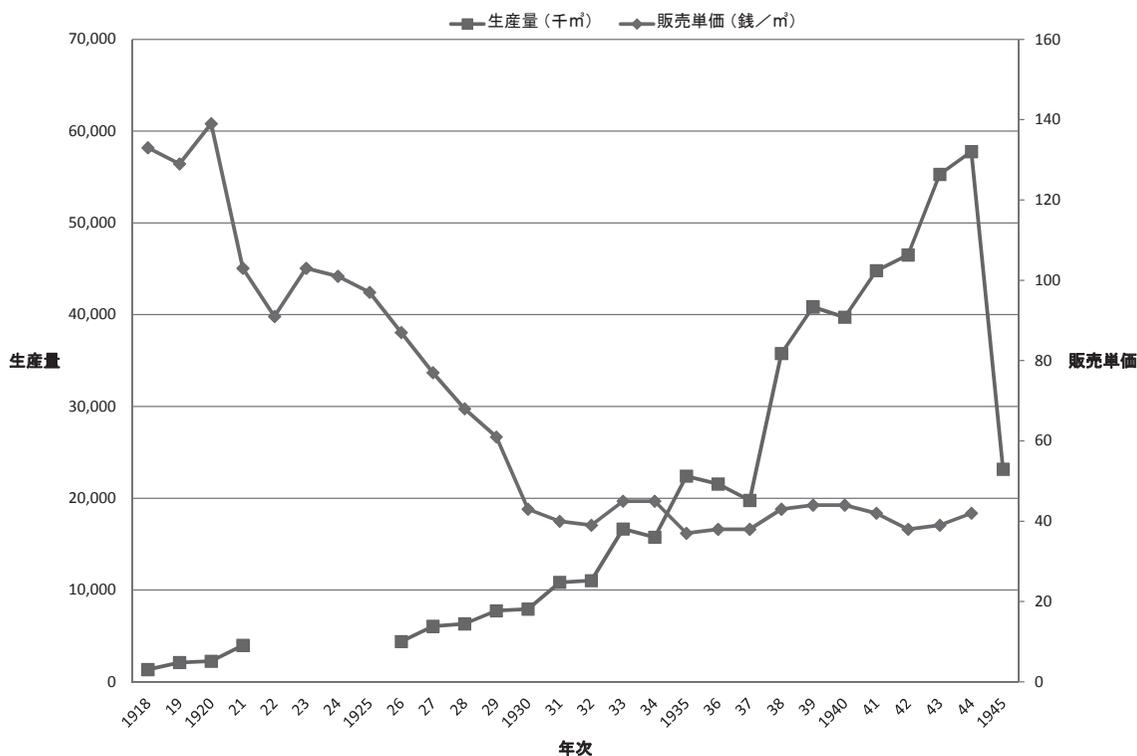


図1 酸素生産量と販売単価の推移

[出所] 酸素協会広報委員会編『酸素産業史』酸素協会、1998年、48頁。

年11月に大阪で開催された総会で国産酸素製造業者聯合会は帝国酸素の加盟を認め、団体名を酸素全国聯合会と改称した。参加者は表2にある17社および表2の注(1)に示された5社の合計22社(39工場)であった¹²。

酸素全国聯合会は1930年12月の決議にもとづいて全国を関東、関西、東北、東海、北海道および九州の6地方に区分し、地域毎に販売協定を締結し、協定は31年2月から実施された。例えば東京地方についてみると、東京地方酸素共同事務所という統制機関が設けられ、共同事務所は「毎日協定会社より移送する注文と購買者よりの注文を取次ぎ別に定むる各社の販売比率に比例して注文を各社に配分し夫々瓦斯を供給せしめる」機能を果たした¹³。

図1に示されているように、このカルテル組織の活動によって長期にわたって低落が続いていた酸素価格は下げ止まり、その後も安定的に推移した。酸素全国聯合会に帝国酸素が加盟したことの意義はきわめて大きかった。前掲表2にあるように戦間期に新規参入が相次いだとはいえ、1933年時点でも日本酸素と帝国酸素の存在感は大きく、この両社の行動が酸素価格の動向を大きく左右したのである。なお41年11月に酸素全国聯合会は酸素同業会を設置し、中央本部以外に地域別に9支部を設けることを決議し、それまでの共同販売組織(共販事務所)は42年5月に酸素同業会の各支部に移行した¹⁴。

¹² 前掲『酸素産業史』40頁。

¹³ 臨時産業合理局『産業の統制に関する資料 其ノ一』

1932年4月、43-44頁。

¹⁴ 前掲『酸素産業史』74頁。

2. 帝国圧縮瓦斯への商号変更

(1) 深まる海軍の干渉

帝国酸素は1939年4月に増資し、資本金は240万円から330万円に増加した。ただし日仏間の出資比率に変化はなかった¹⁵。有坂鉛蔵社長は41年1月に病死するが、社長の席はしばらく空席状態が続く、同年11月に帝国酸素顧問海軍主計中将村上春一¹⁶が後任の社長に就任した。海軍は森住松雄海軍少将・艦政本部神戸海軍監督長を通じて41年7月からメルキオールと交渉を開始し、41年9月からは増産と日本側出資比率の上昇を要求した¹⁷。また海軍によって増資新株の引き受けを指示された川島屋証券社長の遠山元一¹⁸は11月13日に帝国酸素の工場を見学し、同社に対して「増産拡張計画に就てはメルキオール氏の考案を海軍当局の期待する処とは種々の点に於て猶且相当の懸隔ある様なれば充分海軍当局の意図も質し其希望する処を了知して其指導に依り立案せらるゝを

可と」する、さらに「最早此際は逡巡することなく直ちに株を開放して日本人側と五分五分となし誠意を如実に表明すること先決問題なり而して値段は先日の提案の如きを考慮に入れて立案しボンベ、営業権の問題は寧ろ次期拡張計画と相俟て一挙解決すること妥当なりとす¹⁹」との勧告を行った。なお海軍がなぜ遠山元一を指名したのかその間の経緯については不明である。

一方、村上春一の社長就任の2週間後に太平洋戦争が始まるが、帝国酸素の経営の実権はアンリ・メルキオールが依然として握っていた²⁰。しかしこの頃からメルキオールと海軍の指示を受けた村上の対立が激しくなった。

「(訳文)メルキオール氏より村上社長宛文書」(1942年1月6日付)に以下の記述が登場する²¹。

今朝御目にかゝりし際、私は一種の威圧下に脅かさるゝ如き感を受け甚だしく苦痛でありました。(後略)

今日帝国海軍の御要求は

一、「帝酸」に事業拡張に必要な資力を持たしむること

二、液体空気会社の技術的協力を確保しながら、仏国側の会社内に保有する権利と対等の権利を日本側株主に与ふる如くすること

此御要望に応ずる為に為すべき事は

一、左の考の下に増資を行ふこと(中略)

二、此の増資後、仏国側は日仏両株主の所有株数が同数となり得る如く日本側に自己の所有株を譲渡すること

此の第一の点即ち増資の方法に関しては、私は液体空気会社の同意の下に一案を提出致しました(中略)また第二の点に關しまして森

¹⁵ 「メルキオール氏より村上社長宛文書」(1942年1月6日付、訳文)。以下、引用するすべての経営資料は『本邦会社関係雑件 帝国酸素株式会社』自昭和10年11月至昭和18年10月(外務省外交史料館所蔵)に収録されているものである。ここではアジア歴史資料センター収録資料(Ref. B08061266800, B08061266900, B08061267000, B08061267100, B08061267200)を使用している。

¹⁶ 1907年に東京帝国大学法科大学卒業、海軍経理学校長をへて38年12月に予備役編入。

¹⁷ 「帝国酸素株式会社経営組織変更ノ件仰裁」昭和17年10月8日決裁・附属書類(Ref. B08061267000)および「帝国酸素株式会社改組ニ関シ在京仏国大使ヨリ外務大臣ニ提出セル書キ物(仮訳)」昭和17年12月23日(Ref. B08061267000)。

¹⁸ 遠山元一(1890-1972年)は1918年7月に個人経営の川島屋商店を開業し、20年2月に株式会社に改組した。39年2月に川島屋証券が設立され、遠山が社長に就任する。43年9月に川島屋証券は川島屋商店を吸収合併し、川島屋証券の新資本金は1200万円(うち払込み650万円)となる。続いて44年4月に日興証券(20年設立)と川島屋証券が合併して新日興証券(公称資本金2000万円、払込資本金1300万円)が誕生し、遠山が社長に就任した(日興証券株式会社50年史編纂室編『日興証券株式会社50年史(資料編)』1970年、年表)。

¹⁹ 遠山元一「メルキオール氏の提案に就きて」昭和16年11月14日受付((Ref. B08061266900)。

²⁰ 前掲『住友本社経営史』上巻、746頁。

²¹ 前掲「メルキオール氏より村上社長宛文書」(1942年1月6日付、訳文)。

住閣下より本件に関し御示唆ありたる際、私は御示唆ありや否や、日仏間の完全なる協同の必要を終始提唱しつつ、ある私として、勿論直ちに私の専断を以つて御同意の旨を申し上げ、此事はその後直ちに液体空気会社の承認致す所となりましたことを先づ御想起願ひます（後略）

海軍の二つの御要望の実現の為に我々の株式を譲渡して相協力すべき新株主の選択はお任せ下さつてよからうと思ふことであります（中略）今朝御面会の際に存在するやうに思はれた御誤解は、本説明によつて解消致すべきものと信じたいのであります、而して尚ほ将来に於て私を威圧して仏国側をしてその正当なる権利行使を放棄せしめんとせらるゝやうの事はあらうとは信ぜられません

事業拡張のための増資と出資比率の変更（折半出資）が海軍の要求であり、メルキオールは住友以外の新しい日本人株主の選択については委せてほしいと述べているのである。これに対する村上社長の口頭での回答は以下通りであった²²。

君はAL（エア・リキード社－引用者注）が今回払ふ犠牲の代償として日本側新株主の選択をALに一任さるべきことを主張せらるゝも此の点につき僕は遺憾乍ら全然反対を表明せざるを得ず（後略）

支那事変勃発以後微妙なる国際関係の変動に伴ひ外国資本公司に対する一般の傾向と其影響は帝酸にも及び之を放置すれば如何なる結果になるか帝酸創立以来常に好意を以て其発達を期待し援助を惜まなかつた海軍としては座視するに忍びず帝酸を四圍の圧迫より護る可く決意し其の手段として既に御同意の左

の三項を指示されたのである

- 一、帝酸株の所属数は少くとも日仏同数たること
- 二、会社経営の実権を日本側に移すこと
- 三、海軍の必要とする増産を企画すること（後略）

今回の株の譲渡が普通の株の売買の場合と異り経営権を日本側に移す必要上に出でたるものなることは明かにして株主選択を日本側に於てなすべきは又当然なり（後略）

此の問題は実に海軍が帝酸曳ではALが此儘放置さるれば蒙るべき大犠牲を可能なる最小限度に止めんとする海軍の好意を実現する方策の中核をなすもの換言すれば「帝酸を日本に取れ」と云ふ声に対する防禦陣地を築造するものなることを申して置きます

村上社長の主張の要点は、今回は通常の株式の売買ではない、AL側に日本人株主を選択する自由はない、自らのおかれた状況を考慮されたいということであり、言葉はまだ通常の表現であるが、実質的には恫喝に近い内容であった。しかしアンリ・メルキオールは簡単には屈しない。「(訳文)メルキオール氏より村上社長へ」(昭和17年1月11日)²³において以下のように述べた。

閣下は会社の経営は之を全く日本側に移譲すべきを強調せられ候蓋し閣下の仰せらるゝところは帝国法令の保護に依り適法に設立せられたる一商社の凡ての株主に許与せられたる権利を否認する結果と相成り殊に閣下が極論せらるゝ所は協力でふ観念を否定するものに之有候（中略）卑近な例を日常生活に採れば恰も一女性にその欲せざる夫を強要する時如何にして恒久の和合円満なる家庭を期待し得べきや（後略）

²² 「村上社長よりメルキオール氏へ（手記による）一月六日付貴翰に対する口頭回答摘録」(Ref. B08061266900)。

²³ 「(訳文)メルキオール氏より村上社長へ」昭和17年1月11日(Ref. B08061266900)。

一士官、一仏国人、一海軍出身者たる小生は如何なる国に於てもその国籍を、その祖国を忘却し只管他国の政策に盲従せんとする輩に信を置く能はざるは自明の事にて候今回AL社が選択したる小林大佐及曾我子等の投資家は

一、長年月に亘り帝国が自負し得ると思惟さるゝ事業を実現したること

二、之等投資家は我々に不可欠なる所謂一脈相通ずる保障を与ふるもの

と思考する次第に候

メルキオールが希望する日本人投資家「小林大佐及曾我子」とは小林順一郎元陸軍砲兵大佐と曾我祐邦子爵であり、ともにフランス滞在の長いフランスとの結びつきの深い人物であった²⁴。メルキオールは「(訳文)メルキオール氏より村上社長へ」(昭和17年1月14日付)²⁵においてさらに述べる。

閣下は我々の株の買手を御紹介下されました(中略)我々の真に偽らざる良心を捧げて、我々は小林氏並びに曾我子爵の一団は明瞭に一番善き買手となることを我々は確信致しております(後略)

我々の株の買手を、我々の考方に反して、如何にその買手が尊敬すべき人であらうとも我々に其受諾を強制されます如きことは了解することは不可能であります(中略)而かも

外国人と申し乍ら友邦国民でありまして、征服されたる敵国民ではないのであります

メルキオールの一貫した姿勢に接しても村上社長の態度に変化はない。「村上社長よりメルキオール氏へ(社長の手記による)」(昭和17年1月15日)²⁶では、以下のように主張する。

帝国海軍が僕に与へられたる指示の範囲内に於てAL社の犠牲を最も少なくする方法を探りつゝある為僕自身一二の人より余り寛大過ぎると云はれる程である(中略)株の全部若くは三分の二を日本人側に譲渡せしむれば簡単であるがそれではALに対し余り酷であるからせめて半分丈けALに残してやらう、その代り管理権は日本側に移させやうと云ふのである(後略)

帝国海軍は帝酸の新株主は多数を欲せず充分研究の結果既に住友系と遠山(元一引用者注)氏の二者に決定しそれ以外は何人の加入をも認めざる方針なることを申して置く(中略)君は又此の問題は重役丈けで決め得ない株主総会の決議によらねばならぬと今頃しらじらしい事を言ひ出したが、こんな事は今更言へた義理じやあるまい、株主総会決議の形式を採るべきは何人も知つて居る、だからこそ今AL代表の君と僕が下相談をして総会を無事に済まそうとして居るのではないか(中略)最後に君が新株主候補者に小林君等を好適者として選択して居ることは詳細に海軍当局に話してある 海軍として先に述べた二者以外には其何人たるを問はず容れる余地がないのである事を再び申して置く

君の病気の全快の速からん事を祈りつゝ、擧筆する

村上社長は海軍の新株主候補が「住友系と遠

²⁴ 1939年11月末日現在で曾我祐邦は日仏同志会(1934年7月設立)会長、同会総裁は徳川家達、小林順一郎は理事であった。この時、曾我の他の役職は日仏協合理事長、日仏会館副理事長、国際映画協会会長、日本仏語法曹会評議員、貴族院議員であり、小林順一郎は日仏協会評議員であった。また両名は1933年に日仏共同満洲投資調査会を設立してフランスの「満州国」への投資を働きかけるなど早くから行動をともにしていた(和田桂子・松崎碩子・和田博文編『満鉄と日仏文化交流誌『フランス・ジャポン』ゆまに書房、2012年、17、144、404-408頁)。

²⁵ 「(訳文)メルキオール氏より村上社長へ」(昭和17年1月14日付)(Ref. B08061266900)。

²⁶ 「村上社長よりメルキオール氏へ(社長の手記による)」(昭和17年1月15日)(Ref. B08061266900)。

- 一、「帝酸」設立精神ノ一タル日仏共存共栄ノ道義的協同友好精神ヲ堅持シ、彼我ノ事情ヲ鑑ミ万事此精神ニ基ヅキテ解決サルベキコトヲ互ニ確認スル
- 二、戦時下日本帝国国防ニ誠意ヲ以テ協力ノ実ヲ挙グル為メ「仏液空」ハ
- (A) 帝国国防産業ト密接ノ関係ニ在ル「帝酸」ノ事業経営ヲ戦争中帝国軍部当局ノ要望期間進ンデ軍当局ノ承認スル日本人取締役ノミノ手ニ信託シ仏国人ヲシテ決算並ニ技術以外ノ経営事務圏外ニ全然立タシメル
- (B) 「帝酸」事業ノ純粹技術部面ニ於テハ全能ヲ挙ゲテ誠意ヲ以テ帝国々防ニ寄与スルト共ニ会社ノ發展ニ協力スル
- (C) 仏人常務取締役ハ技術及ビ決算ニ関スル取締役会ニハ出席スルモ其他ノ取締役会ニハ社長ノ要請アル場合以外一切之ニ関知出席セシメナイコトニスル
- 三、日本人取締役トシテハ「仏液空」ノ有スル在日本私有財産ヲ尊重シ其現状変更ヲ求メザルト共ニ「仏液空」ガ之レニヨリ獲ツ、アル現在ノ収益ヲ国防事情ノ許ス限リニ於テ維持シ得ルコトニ誠意ヲ以テ努力スル
- 四、「仏液空」ハ帝国々防ノ要求ニ応スル「帝酸」事業ノ拡張ト及ビ之ニ要スル費用ハ借入金ヲ以テナスコトニ予メ同意スルト共ニ其裁量処置ハ悉ク軍当局ノ要望ニ従フ日本人取締役ニ一任シテ一切介入関知シナイ
- 五、「帝酸」ニ対シ「仏液空」所有ノ酸素瓶及ビ其他ノ權益提供ニ関スル「帝酸」及ビ「仏液空」間ノ契約履行ノ現状ハ其儘之ヲ尊重シ日本側トシテハ(三)ノ精神ヲ重ンジテ其変更ヲ強要シナイ
- 六、本覚書ハ一方ノミノ意志ヲ以テ廢棄又ハ変更ハ出来ナイ而シテ代表者調印ト共ニ直ニ効力ヲ生スル

昭和十七年 月 日

「帝酸」内日本人取締役代表 署名

「仏液空」代表 署名

本覚書ヲ承認スル

帝国海軍——監督官 署名

図2 覚書(案)

[出所] 「覚書(案)」昭和17年(アジア歴史資料センター, Ref. B08061266900, 外務省外交史料館)。

山氏の二者に決定」したことを伝え、メルキオールが希望する小林案は不可と明確に拒否している。一方メルキオールは森住松雄(艦政本部神戸海軍監督長)海軍少将に対して、1942年1月20日付書翰²⁷において以下の3点に同意することを改めて強調した。

- 一、株式の日仏折半
- 二、帝国海軍の御指示に従ひ国防上の要求を満足せしむるため資金の準備
- 三、会社の支配、経営を帝国の利益が要求す

る方針に合致せしむる事

さらにメルキオールは森住少将宛1942年2月27日付書翰²⁸において、先の小林順一郎からの話として、「村上閣下は一月二十七日小林大佐殿に対し同大佐の提示せる覚書案は至極結構にて村上閣下個人としては異議なきも海軍の同意を得たる上ならでは勿論決定的に同意を与へ難しと話されたり」との情報を伝えた。小林が村上社長に手交した「覚書(案)」は図2の通りである。

²⁷ [(訳文) ハンリー・メルキオール発森住少将閣下宛書翰](昭和17年1月20日)(Ref. B08061266900)。

²⁸ [(訳文) ハンリー・メルキオール発森住少将閣下宛書翰](昭和17年2月27日)(Ref. B08061266900)。

「『帝酸』ノ事業経営ヲ（中略）軍当局ノ承認スル日本人取締役ノミノ手ニ信託シ仏国人ヲシテ決算並ニ技術以外ノ経営事務圏外ニ全然立タシメル」, 「仏人常務取締役（メルキオール引用者注）ハ技術及ビ決算ニ関スル取締役会ニハ出席スルモ其他ノ取締役会ニハ社長ノ要請アル場合以外一切之ニ関知出席セシメナイコトニスル」, 「日本人取締役トシテハ『仏液空』ノ有スル在日本私有財産ヲ尊重シ其現状変更ヲ求メザルト共ニ『仏液空』ガ之レニヨリ獲ツ、アル現在ノ収益ヲ国防事情ノ許ス限りニ於テ維持シ得ルコトニ誠意ヲ以テ努力スル」, 「『帝酸』事業ノ拡張ト及ビ之ニ要スル費用ハ借入金ヲ以テナス」ことを書き上げた内容であったが、これを村上社長は個人的には了承している、そのことを森住海軍少将に伝えることで、メルキオールは「『仏液空』ノ有スル在日本私有財産ヲ尊重シ其現状変更ヲ求メザルト共ニ『仏液空』ガ之レニヨリ獲ツ、アル現在ノ収益ヲ国防事情ノ許ス限りニ於テ維持シ得ルコト」をより確かなものにしようとしたのである。さらに彼は2月27日付書翰において「新提案を受くる如き場合には予て小生がルール・リキード社より受け居る指示に依り小生当然の義務として即時之を仏国大使に提示する所存に候²⁹⁾」として自らの背後にフランス大使、さらにフランスがいることに注意を促したのである。

こうしてメルキオール常務取締役は帝酸内部での村上社長と自らの対立を表に出す形で、自らの意志を貫こうとした。「森住少将が帝酸本社の日常業務処理方法に関し審議決済したる三項左の如し」（昭和17年4月13日）文書³⁰⁾によると、「第一項 帝酸機構の改革あるまで本社日常業務は従来通りメルキオール氏の責任に於て之れを処理すること」となっており、日常

業務における大幅な変更はひとまず回避されたのである。

一方、小林順一郎が1942年7月に作成した文書によると³¹⁾、41年「晩夏」に小林は彼の下で働いているフランス人シュバリエ³²⁾から「海軍当局ノ要望ニ依り、『帝酸』ハ増資ト共ニ其株式ノ半数ヲ日本側所有トナスコトニ原則トシテ同意シタルモ、株式ノ譲渡シテ^(ママ)要請サレタル相手方ガー株屋ナルコトニ一驚（中略）『一株屋ヲ相手トセヨ』トイフガ如キ要望ニハ絶対応ズルコト能ハズ」との情報をもたらされたという。メルキオールによると「住友ハ株式引受ノ意図ナシ、又意図アルトスルモ近年住友ノ重圧ヲ事ニ触レテ何トナク痛感シツツアル仏人ハ住友ニ株式半数ノ譲渡ハ住友ノ為ニ早晩会社ガ領有サル、コトヲ意味スルモノトナシ、日仏信頼協同ノ本質ハ失ハル、コト必然ナリト確信シテ容易ニ同意セズ（中略）又海軍当局ガー株屋ヲ介入セシムルニ到レルコトハ、住友ニ株式引受ノ意図ナキコト明カトナリタル為メ、已ムヲ得ザリシ処置ニ過ギズ」とのことであった。「住友ノ重圧」の内容が不明であるが、メルキオールにとって住友は決して全面的に信頼できる相手ではなかったのである。

一方「道義的世界新秩序建設ニ関シ最モ信頼ヲ集ムベキ皇国トシテ三十年来ノ有力知友ヲ一朝ニシテ半日宣伝家ノ群ニ追ヒヤル」ことは忍びないと考えた小林は、「新株主トシテハ既ニ他ノ仏国関係事業ニ協力セシメツツアル富国徴兵保険相互会社（社長ハ小生ノ義弟³³⁾ニシテ、其重役ハ悉ク小生ト旧知）ヲ選ビ先ヅ之レニ事情ヲ話シテ国策寄与ノ為ニ協力ヲ約サシメ」という。

³¹⁾ 以下、小林順一郎「帝國酸素株式会社（『帝酸』ト略称）問題ニ関スル経緯」昭和17年7月（Ref. B08061266900）による。

³²⁾ 1924年の小林事務所開設以来小林の下で働いていたフランソア・シュバリエ（小林勝之助「実業人としての義父順一郎」, 「小林順一郎」刊行委員会『小林順一郎』1964年, 42頁）。

³³⁾ 吉田義輝（小林勝之助, 前掲記事, 45頁）。

²⁹⁾ 前掲「(訳文) ハンリー・メルキオール発森住少将閣下宛書翰」(昭和17年2月27日)。

³⁰⁾ 「森住少将が帝酸本社の日常業務処理方法に関し審議決済したる三項左の如し」(昭和17年4月13日, Ref. B08061266900)。

さらに小林が村上社長と面談した際に、村上社長は当初株式譲渡先として「海軍ガ『仏液空』ニ紹介シタル株屋以外」は不可との意見であったが、途中で「仏人ノ技術的協力ハ必要ニシテ依然トシテ歓迎スル所ナリ、然レドモ防諜ノ必要上戦時下仏人ヲシテ会社営業部面ヨリ遠ザクルコトヲ希望ス」と述べたという。そこで小林は曾我祐邦と相談して先の42年1月の覚書（案）を作製し、メルキオールに提示したところ、メルキオールはフランス大使と相談のうえその内容を快諾した。そこでこの覚書を村上社長に提示したところ「能クモスカル案ヲ仏人が快諾セルカナ。自分トシテハ本案可ナリト信ズルモ、海軍当局ノ意向ヲ確カメタル上ニテ確答スベシ」と答えたという。「然ルニ村上社長ヨリハ海軍当局ノ移動アリタル為メ新任者着任後、話ヲ進ムベシトノ約アリタルニ拘ラズ爾來約半歳ヲ経ルモ何等ノ挨拶ナクシテ今日ニ至レル」というのが小林の説明であった。

メルキオールは住友本社総理事の古田俊之助宛書翰（1942年9月7日付）³⁴において、この間の経緯を説明している。

小高氏の言に依り、貴社は第三者が協力者として本件に関与することに御異議がないと云ふことを知り得たのであります、すなわち、この際住友は協同事業たる帝酸への資本的参加が特に増加すると云ふことを余り御希望になつて居られぬことを明かに把握し得たのであります

しかも遠山氏との交渉は当初より氏は単に金融上の協力者に過ぎずして、私共の唯一の目的である長期間の工業上の協力——すなわち永続すべき健全なる協力者と云ふことを発見することが出来なかつたのであります、しかも液体空気社は従来より投機業者の介入は社針として反対なのでありまして、今回も右

に対して許容せぬ旨を訓令して参つたのであります

かやうにして事態は悪化し、私は遂に三十年来の事業の終末を見ねばならぬのかと憂慮する程逼迫して参つたのであります

この危機に直面したとき終に曾我祐邦子爵並に小林順一郎氏の御援助を得ることに成功したと云ふことは、私にとっては帝酸更生の為に此上の喜びはなかつたのであります

贅言するまでもなく、両氏は日仏協会並に日仏同志会の主要なる幹部であられ長年に涉つて両国の知的、文化的且つまた経済的發展及親善の為に不斷の尽力を惜まれなかつた方々であります（後略）

遠山氏を協力者として選ぶことは半命令的だと聞かされたのでありまして、この青天霹靂のニュースに対する私の驚愕は如何ばかりであつたかは御想像に余ること、存じます。

ここに於て、曾我祐邦子爵並小林順一郎氏は村上社長と連絡の勞をとられ、その結果次のことを私に齎されたのでありました。即ち村上社長の言によれば海軍の主なる要望は国防に関する機密を守ることであつて、資本等分と云ふことは之れが為めの方法である、なにも殊更に我々に犠牲を要望するものではないといふことのでありました

この言明を基礎として曾我子爵並に小林氏は両氏案なる覚書を作製され私に示されたのでありました、これに依れば戦時中の帝酸の管理問題は解決されるのでありました（後略）

然るに其後昭和十七年の春も過ぎ、今日至るも尚依然として総ては未解決のまゝであります（後略）

本問題解決に関する貴殿の寛大なる御協力を御願したいと存ずるものであります、御助言を拝聴し、乍憚私も微力を尽したいと存じます

³⁴ 「(訳文)メルキオール発古田氏宛書翰」(昭和17年9月7日付, Ref. B08061266900)。

新株主として、海軍が推薦するとはいえ投機業者である遠山元一は不可であること、日仏親善に実績のある曾我祐邦と小林順一郎がふさわしいことを強調したうえで、メルキオールは共同出資者である住友本社の支援を要請したのである。しかしこれに対する総理事古田俊之助の返答はきわめて素っ気ないものであった。メルキオール宛書翰（1942年9月30日付）のなかで、古田は「帝国酸素の増産計画並に之に伴ふ増資、株式分野及び経営権等の諸問題は御来示の通り元々時局の要請に依り海軍御当局の希望に端を發したるものに有之候に付ては弊社に於ては之等の問題は凡て海軍当局の御指図に従ひ考慮致し度しと存じ居る次第に有之候間左様御了承賜り度候 就ては右事情篤と御諒承の上貴社に於かれても本件処理に付ては海軍御当局の方針に従ひ善処せらる方万事都合には非ざるかと愚考致し居り候³⁵」とのべ、万事海軍の意向に従うべきとの見解を示し、株主構成については具体的な発言は避けた。

一方、1942年9月14日付文書において海軍は以下のようにみていた³⁶。現在の帝酸の役員は社長の他7名であり、仏人3名のうち2名は在フランスであり、メルキオールのみが日本に在住している。日本人4名のうち2名が「仏系」であり、2名が「純友系」である。製品は「全国需要ノ1/4ヲ製造シ海軍80%ヲ使用シアリ」、改組に関して「大政翼賛会小林順一郎氏昨年七月頃ヨリ株ノ買取ヲ工作セルモ実情ハ仏側ノ為ニ行ヒアル模様ナレバ現村上社長（昨年十一月就任海軍出身者）ヲシテ海軍トシテ独自ニ改組ヲ実行セントスルモノナリ」であり、海軍は小林の動きを信用していなかったのである。

森住松雄海軍少将・神戸海軍監督長宛書翰

（1942年9月18日付）³⁷において、メルキオールは増資後の日仏折半出資に関して、フランス大使を介して受けた液体空気会社本社からの指示として、次の2点を指摘した。「一、住友及液体空気の二社のみを以て帝酸株を分割せざること」、「二、日本側が所有すべき株式は住友の他に曾我子及小林氏の推薦による引受者にも之を与へ、然も右引受者が住友より多数の株式を保有する様交渉すべきこと」。ここでもエア・リキード本社が日本人株主のなかで住友が最大株主になることを望んでいなかったことが分かる。

一方、海軍では10月8日決裁文書において、帝酸問題に関する基本方針を固めていた³⁸。「(一) 帝国酸素株式会社（以下帝酸ト称ス）経営ノ実権ヲ日本側代表ニ取得スル為ニ二号ニ依ル最後処置ヲ準備考慮ノ上別紙海軍案ニ依ル覚書ヲ帝酸社長村上春一ヲシテ仏国側代表ニ提示セシメ仏国側ノ承諾ヲ求メ経営組織変更ヲ達成セントス」とし、「二、前項交渉ニ依り仏国側代表同意セズ妥結ノ見込ナキ場合ハ已ムヲ得ザル措置トシテ将来帝酸ヲ解体セシムルヲ目途トシ左ノ処置ヲ行フモノトス」とした。具体的処理としては「(一) 帝酸ノ所有スル酸素製造用特許發明ニ付総動員法勅令工業所有権実施許与令（未発布目下手続中）ヲ適用シ所要ノ向ニ実施権ヲ許与セシムル如ク内閣及技術院、特許局ニ了解ヲ取付クルコト」、「(二) 帝酸ニハ一切拡充ヲ認メズ現状維持ニ止メ所要ノ生産拡充ハ右特許發明ノ実施権許与ニヨリ他会社ヲシテ行ハシムルコト」、「(三) 商工省ヲシテ別途工作中ナル酸素販売統制会社（仮称）ヲ設立セシメ帝酸ノ販売組織ヲ吸収スルコト」、「(四) 前諸項ノ工作ニ依り帝酸ノ株価ノ値下リヲ待チ買取ヲ行フ」、「(五) 状況ニ依り特許実施権ノ許与ノ

³⁵ 「株式会社住友本社総理事古田俊之助発帝国酸素株式会社常務取締役ハンリー・メルキオール宛書翰」（昭和17年9月30日付、Ref. B08061266900）。

³⁶ 「帝酸改組問題資料」（海軍用箋）昭和17年9月14日（Ref. B08061267000）。

³⁷ 「ハンリー・メルキオール発神戸海軍監督長森住松雄少将宛書翰」（昭和17年9月18日付、Ref. B08061266900）。

³⁸ 「帝国酸素株式会社経営組織変更ノ件仰裁」昭和17年10月8日決裁（Ref. B08061267000）。

手段ニ依ラズ工場事業場使用収用令ノ適用ヲ考慮スルモノトス」が想定されていた。

さらに「三、前項ノ処置ニ対シ仏国側ガ外交問題トシテ抗議スル場合ヲ予想シ予メ外務省ニ連絡ノ上左ノ如ク応酬セシムルコト」として「(一) 第一段ノ処置ハ帝国海軍トシテ日仏友好関係ヲ堅持シ仏国側既得權益ヲ出来ル丈尊重シ而モ国防ノ要請ニ基キ日本側ニ於テ処理スベキ当然ナル理由ノ下ニ最大限譲歩セル案ニシテ目下村上社長ト『メルキオール』ト交渉中ナルニ付極力交渉成立スル様善処サレタキコト」, 「(二) 右不同意ノ場合ハ帝国海軍トシテハ已ムヲ得ザル場合ノ措置トシテ強権ノ発動ヲ企図スルノ余儀ナキニ到ルベキ意図ヲ内示スルコト」を想定していたのである。

海軍が帝国酸素の経営権を日本側に移すことを考えるようになった理由を、海軍自らが説明している。上の10月8日付決裁文書の付属資料に³⁹、帝酸が「日本全国ニ於ケル酸素需要量ノ約一／四(二五・三七%)ヲ供給シ而モ技術的ニ極メテ優秀他社ノ追従ヲ許サザル為我国ニ於ケル酸素工業ノ内品質優良ナルモノハ帝酸ニ依存ス」状態であるにもかかわらず、「第二次欧洲大戦ニ於ケル仏国ノ敗退以来日本ノ枢軸国接近及仏印進駐等ニヨリ仏本国ノ対日態度漸次明朗ヲ欠キシ為之等ガ極メテ鋭敏ニ反映シ従来有シタル海軍ニ対スル好意的態度ハ漸次欠除シ海軍ノ意ノ如ク動カザル状況トナレリ」とあり、これを打破するために海軍が乗り出したというのである。

しかしこうした海軍の説明には説得力がない。なぜなら1941年に帝国酸素ははじめて本社からの輸入ではなく、クロード式酸素窒素製造装置の国産化に踏み切り、43年には社内製作第1号の酸素製造機(80 m³/h)が名古屋工場に設置され、44年7月に岡山工場、同年12月に浜松工場および広畑工場で酸素製造機が稼

働しているからである⁴⁰。帝国酸素が酸素製造装置の生産を意図的にサボタージュしたというよりも、この時期の資材難のなか帝国酸素は可能なかぎり増産要求に応えようとしていたにもかかわらず、それが海軍を満足させるものではなく、海軍は経営権をフランス側が握っていることが根本原因であると判断したものと思われる。経営権を奪取した後にほんとうに増産が可能かどうかについて海軍内部において冷静な検討が行われた様子がうかがわれない。

さらに村上春一社長から小林・曾我作成の覚書を手した海軍は「関係部局(軍務、兵備、経理、艦本)協議ノ上海軍トシテモ右覚書交換ノ線ニ沿ヒ解決スルヲ可ト認メ海軍ヨリ看タル自主的案ヲ立案ノ上之ヲ最後案トシ一挙ニ仏国側代表ノ同意ヲ求ムルコトニ意見一致⁴¹」した。

こうした海軍部内の検討をへて1942年10月22日にメルキオールに対して以下の海軍作成の覚書(図3参照)が伝えられた。42年1月の小林・曾我作成の覚書(案)を踏まえていることは明らかであるが、添付された附属書において「覚書ノ解釈並ニ実施ハ一切之ヲ日本側株主代表村上春一ニ一任」したことを確認し、「社内組織ノ改革ハ日本側株主代表村上春一ニ一任」、借入金ではなく、増資に関しては「増資株ノ株主ハ住友系ニ限ル」ことを言明したのである。

メルキオールの対応はすばやく、以下の諸点の確認がとれればすぐにでも本覚書に署名する用意があることを11月3日に村上社長に伝えた⁴²。メルキオールの確認点は多岐に渡った⁴³。第1に「拡張計画ノ実施ニ伴フ増資ハ日本側出資ニ依ルモノトス」について、第1にどの程度の増資を想定しているのか、「龐大なる増資は遂に仏国側投資の割合をして極めて微々たるも

⁴⁰ 前掲『帝国酸素の歩み』51, 232-233頁。

⁴¹ 前掲文書附属資料(Ref. B08061267000)。

⁴² 「(訳文) ハンリー・メルキオール発村上閣下宛文書」(昭和17年11月3日, Ref. B08061266900)。

⁴³ 同上文書添付書類(Ref. B08061266900)。

³⁹ 同上文書附属資料(Ref. B08061267000)。

一、「帝酸」創立以来ノ日仏協同友好関係ヲ維持シ彼我ノ事情ニ鑑ミ万事此ノ精神ニ基キテ解決サルベキコトヲ互ニ確認ス

二、戦時下ノ日本帝国国防ニ誠意ヲ以テ協力ノ実ヲ挙グルタメ「仏液空」ハ

(イ) 帝国国防産業ト密接ノ関係ニアル「帝酸」ノ事業経営全部ト帝国国防ノ要求ニ関スル「帝酸」事業ノ拡張方針並ニ其ノ実施ハ総テ海軍当局ノ承認スル日本人取締役ノミノ手ニ信託一任ス
前項拡張計画ノ実施ニ伴フ増資ハ日本側出資ニヨルモノトス

(ロ) 仏人取締役並ニ仏人社員ハ純技術的の部面ニ専念シ他ノ事務ニハ一切介入関知セザルコトヲ約ス

(ハ) 仏人取締役並ニ仏人社員ハ「帝酸」事業ノ純技術的の部面ニ於テハ全能ヲ挙ゲ誠意ヲ以テ帝国国防ニ貢献スルト共ニ「帝酸」ノ發展ニ協力ス

(ニ) 仏人常務取締役ハ決算並ニ技術ニ関スル取締役会ニハ出席スルモ其ノ他ノ取締役会ニハ社長ノ要請アル場合以外一切之ニ出席セザルコトヲ約ス

三、前項「仏液空」ノ現有スル在日本私有財産ヲ尊重シ「仏液空」ガ之ヨリ獲ツツアル現在ノ収益ヲ法令並ニ国防事業ノ許ス範圍ニ於テ維持シ得ルコトニ誠意ヲ以テ努力スルコトヲ約ス

四、本覚書ノ各項ニ定ムル所ハ帝国海軍ノ要望期間中有効ニシテ一方ノミノ意思ヲ以テ廃棄又ハ変更スルコトヲ許サズ而テ代表者調印ト共ニ直ニ効力ヲ発生ス

昭和十七年 月 日

「帝酸」日本人取締役代表 署名
「仏液空」代表 署名

本覚書ヲ承認ス

帝国海軍代表
海軍省兵備局長 署名

覚書附属書

昭和十八年一月二十八日附調印覚書ノ解釈並ニ実施ハ一切之ヲ日本側株主代表村上春一ニ一任スルハ勿論ナルモ便宜上重要ナル左ノ諸点ニツキ其ノ解釈ヲ明記シ置クコトトス

一 定款ノ改正其ノ他

覚書実施ニ伴フ必然ノ結果トシテ行ハルル会社定款ノ改定、社内組織ノ改革ハ日本側株主代表村上春一ニ一任ス

二 増資ノ程度其ノ他

増産ニ必要ナル増資ノ程度ハ制限ヲ設ケス之ノ増資株ノ株主ハ住友系ニ限ルモノトス

三 取締役、監査役ノ選任

此等重役ハ凡テ帝国海軍ノ承認セラルル者ニ限ルヲ以テ選任事務簡捷ノタメ帝国海軍ノ承認ヲ得タル者ヲ株主總會ニ推薦スルコトトス

四 意見不一致ノ場合ノ裁定者

覚書実施ニ関連スル事項ニシテ日仏両株主間ニ意見ノ一致ヲ見ザル場合ハ本覚書承認者タル帝国海軍ニ裁定ヲ一任スルコトトス

昭和十八年一月二十八日

日本側株主代表 村上春一
仏蘭西側株主代表 ハンリー・メルキオール

右承認ス

帝国海軍代表
海軍省兵備局長 保科善四郎

図3 覚書および同附属書

[出所] 「覚書」昭和17年、および「覚書附属書」昭和18年1月28日（アジア歴史資料センター、Ref. B08061267200、外務省外交史料館）。

表3 フランス液体空気会社収益

(円)

	1938年	39年	40年	41年	42年上半期
第1種容器賃貸料	137,134	136,023	136,715	141,547	68,898
第2種容器賃貸料	700,901	678,604	397,637	407,774	177,305
営業権報償金	215,089	244,233	151,053	171,212	77,348
諸報償金	107,859	163,193	153,947	162,769	98,329
技術研究割当費	38,816	38,556	38,426	42,105	21,053
配当金	261,546	297,038	330,844	341,437	158,142
合計	1,461,345	1,557,647	1,208,622	1,266,844	601,075

[出所] 「アンリー・メルキオール発村上閣下宛書翰附属資料」昭和17年11月18日(『本邦会社関係雑件 帝國酸素株式会社』自昭和10年11月至昭和18年10月, 外務省外交史料館所蔵, アジア歴史資料センター, Ref. B08061266900)。

ヲ拘束シ得ナイ様ニ思ハレマス。(中略) 覚書ハ日本人取締役ト仏国株主ノ間テ署名セラルベキデナク, 日本側株主ノ代表者ト仏国側株主代表者トノ間テ署名サレ」るべきであるとした。

さらにメルキオールは表3にある液体空気会社の収益を示したうえで, その収益が減少する要因を指摘し, 「閣下ノ御回答ヲ一読致シマスト此ノ基本的権利ガ外觀ダケ我々ニ与ヘラレテルニ過ギマセズ, 我々仏国側株主カラ実質的ニハ全然之ヲ取り上ゲテシマヒ, 而モ此ノ経営ノ結果ニ対シテ負フベキ責任ニ代リハナク, 其損失, タトヘ其ノ損失ガ如何ニ大キクトモ, ソレヲ其儘負担スベキデアルト云フ印象ヲ受ケル」とし, 技術問題についても, 「我々ハ単ナル一介ノ顧問トシテ残ルニ過ギズ, シカモ有リ得ベキ損失ハ負担セヨトイフ印象ヲ受ケマス」といった不満をぶつけた。

さらに口頭で示された「起り得ベキ極度ノ不利トイフコトニ関シテ閣下ノ御考ニナツテ居ルコトヲ, ヨリ明ニ且ツ詳細ニ私ニ御示シ下サラバ有難ク存ジマス」と迫り, メルキオールは最後に「私ノ如キ親日家タル一外人トシテ既ニ二十年モノ間, 機会アル毎ニ日本弁護ノ立場ニアツタ者ガ, 私ノ総テノ誠意ヲ傾倒シテモ正義ニ則スル解決案ト私自身ガ尚ホ確信スルニ至リ得ナイモノヲ電報ヲ以テ本社ニ受諾スルヨウ要請スルコトハ容易ノコトデハナイコトハ御理解出来ルコト、思ヒマス」と主張した。

11月18日付のメルキオールの文書を読んだ村上社長は翌19日には口頭で回答し, 21日には改めて文書で回答した⁴⁸。覚書署名者の件については, 「本件ハ覚書原案通りトスルモ御提案通りトスルモ孰レニテモ可ナリト思ハルルモ結局貴方ニ於テ覚悟諾否ノ決定後ニ考慮シテ遅カラザルモノト信ズ」と回答し, 覚書拒否の場合については「液空ノ蒙ルベキ不利益ガ如何ナルモノカハ茲ニ明言シ得ザルヲ遺憾トスルモノレガ極メテ不利ナルモノタルベキハ信ジテ疑ハザル所ニシテカ、ル事態ノ発生セザルコトヲ希願シテヤマザルモノナリ」と苦しい返答を行った。

さらに11月21日付文書でメルキオールは新株引受の日本側株主が住友系に限定された理由を質問した⁴⁹。

閣下ノ御承知ノ通り, 私ノグループハ帝酸創立以来住友ノ御協力ヲ常ニ貴ク思フテ居リマシタ。又私ハ個人的ニ, 最初ハ小倉氏ト其後ハ古田氏ト最モ敬虔親和ノ個人的関係ヲ維持スルコトヲ大キキ名誉トシテ居リマシタ(後略)

私ガ曾我子爵ト小林大佐ノグループガ帝酸

⁴⁸ 「村上春一発ハンリー・メルキオール宛文書」(昭和17年11月21日, Ref. B08061266900)。

⁴⁹ 「アンリー・メルキオール発村上閣下宛文書」(昭和17年11月21日, Ref. B08061266900)。

ニ協力サレマスコトヲ熱望シタ唯一ノ理由ハ、コノ方々が帝酸ニ協力サレルコトハ、私達ガ帝国海軍ノ御要望ニ十分ニ応ジマシテ、帝酸ノ経営営業部門カラ退クニ際シテ夫レガ帝酸事業ヲ今日アラシメタ所ノ此心カラナル日仏協力ノ再確認トナリ且ツ其道義的補強トナルカラデアアルコトヲ明確ニ申上ゲタツモリデアリマス（後略）

若シ今日トナツテ、曾我、小林両氏ノグループニ御願ヒ出来ナイトナツタ時ニハ、其真面目ナ理由ヲ本社ニ知ラセナケレバ、本社ハコノ態度ノ変化ヲ理解スルニ至ラナイデアリマセウ。

これに対して村上社長は、同日に「増資株ヲ住友系ニ限ル理由ハ帝国海軍トシテ帝酸ノ株主ヲ少数ニ止メ度意向ニ外ナラズト被存候⁵⁰」とのみ回答した。

また42年11月作成の文書のなかで曾我祐邦と小林順一郎は、フランス側は「海軍ノ御希望通りニ、株式ノ半数ハ日本側ニ譲渡シ、経営モ日本側ニ任セ、技術的ニハ日本側ノ希望通り、全力ヲ挙ゲテ日本ニ協力スルト申出デテ居ルノデアリ」、唯一ノ希望が「株式譲渡ノ相手方」の問題であることを指摘した⁵¹。「仏国側トシテ今日迄ノ唯一ノ協同者タリシ住友トノ交渉ハ、茲数年以來ハ必ズシモ円満デハナク、此際公正ニシテ仏人ノ心理ヲモ理解シ得ル第三者ニ株ヲ譲渡シテ、住友ト三者協同トスレバ、住友トノミ直接向ヒ合フ丈ケヨリモ、諸事円満ニ進捗スルト思フカラ此事ヲ希望シテ止マナイ」と付け加えた。小林・曾我は「私共ガ帝酸側ニ新株主トシテ紹介シタモノハ、営利的株式会社デハナク、公益会社トシテ政府ノ監督下ニ活動シテ居ル、富国徴兵保険相互会社デアリマシテ、幸に

其社長ガ小林ノ義弟デアリマス関係上、其株主トシテノ行動モ、前ニ国策ノ線ニ正シク沿ハシムルコトヲ得ト考ヘタ」との見解であった。

さらに曾我・小林は帝国酸素における「仏国側ノ収入ガフランスノ東京大使館ノ費用ニ流用サレテ居リ、又戦時下仏人ノ在外資産トシテ、一々仏政府ノ認可ガナケレバ、一株ト雖モ外人ニ譲渡ガ出来ナイ」と主張した。

メルキオール⁵²の主張はなおも止まらなかった。11月28日付文書において、5点の要望を行った。第1は「覚書中の増資に関する條項の適用は日本側出資が全資本の半額に達する迄とすること。（日仏印協定起草に際して其基調として採用された所の協同法の精神に則りまして）、第2は万一酸素瓶および営業権を買収しなければいけない事態が生じた際には「其買収代価を『帝酸』の新株にて受領出来ることを許されたきこと」、第3に覚書第2条（ハ）項の「技術的協力」とは、「帝酸」と「液空」およびその子会社との間に締結された契約によって定められたものであること、第4は「会社経営機関の主要職員の任命は日本人及び仏人取締役間に於て覚書第一條の精神に依つて相互に友好且つ親和的一致の許になさるべきこと」、第5は「覚書規定の制約以外に於ては凡て株式会社に関して日本の法律が株主總會及び株主に与へある権利は誠実に尊重さるべきこと」であった。メルキオールはこの時点においてもエア・リキード社による帝酸の持株過半数支配を手放す意思はなかったのである。

メルキオールはさらに続けて「私が一九四〇年十二月本社より出發致しますに際し本社側では日本に於ける排外的空氣の真只中に私自身が曝するであらうといふ懸念を表明致しました。其際私は飽く迄その説の誤れるを強調し、かゝる感情は我が仏国に対しては有り得ないと確言して来て居るのであります（中略）延びに延び

⁵⁰ 「村上春一発ハンリー・メルキオール宛通知」（昭和17年11月21日、Ref. B08061266900）。

⁵¹ 以下、曾我祐邦・小林順一郎『『帝酸』問題ノ要点』（昭和17年11月（Ref. B08061267000）による）。

⁵² 「アンリー・メルキオール発村上閣下宛文書」（昭和17年11月28日、Ref. B08061266900）。

て一年以上に涉りました交渉の後で今日突如として更に新しく且つ重大な条件、ソレは増資の度には最早限界がないといふ件を切り出すといふ事は、本社に取りては全く意外の事であつて、恐らくは之が為には覚書第一條なるものは単なる形式だけであつて事実上は死文に過ぎないといふ考を懐かせはしないかを怖れるものであります（中略）帝国海軍の御提案を容易に受託させます為には日仏同志会の曾我—小林両氏の御協力を御願するのが一番良いと考へました」と述べた。

メルキオールの見解はまだ続いた。何故増資株の引き受けを住友に限定するのかとの問いに対して、村上社長は11月21日に先にみたように海軍は株主の数を限定したいためと回答した。しかしこの回答にメルキオールは納得できない。「帝国海軍御自身が始めは住友と我々の他に第三株主（遠山元一—引用者注）を提案されましたのではありますまいか」と詰問し、最後に「閣下も御存知の通り、私個人と致しましては、経営より出来る丈け早く身を退きたいのでありまして、特に去る一月『液空』が曾我、小林覚書に同意を与へてからは急いでいたのでありまして、今日迄森住閣下の御要求に依りまして去る四月同閣下が定められた条件の下に此経営に協力して参つただけであります。（中略）総ての問題は軍人と軍人との間として全く率直に述べ尽しましたことを御祈し願ひます」という言葉を添えた。

しかしメルキオールのこの要望に対する村上社長の11月28日付回答はきわめて素っ気なく、「御来示ノ五箇條ハ曩ニ本月十日、廿一日付三回ニ亘ル拙信ニ於テ覚書第一條ノ精神ニ基キ精細明確ニ御回答申上候通りニテ此等ノ諸項ニ関シテハ此レ以上考慮ノ余地無キモノト御了承ノ上覚書ニ対スル諾否至急御回答相成度此段得貴意候⁵³」というものであった。

⁵³ 「村上春一発ハンリー・メルキオール宛文書」（昭和17年11月28日、Ref. B08061266900）。

一方、小林順一郎は12月17日に澤本頼雄海軍次官に面会し、さらに12月21日付文書において昨年来の動きをフランス側の意向を代弁する形で説明した⁵⁴。文書冒頭において小林は「仏人側が協力の誠意に於て欠くる処あり為めに殊更に口実を弄して事を遅延せしめつゝあるかの如き御感想は全く事実と反するものに有之候事を改めて御確答申上候 左様の事なれば小生等が今日の如き態度にある筈は断じて無之事は明白と奉存候⁵⁵」と述べる。そのうえで「問題は最初住友当事者と仏人間に若干意志疎通を欠き住友も快く増資株引受けを応諾せず、之が為め海軍当局が已むを得ず推薦されたる遠山氏なるものが、たまたま株屋なりし事と社内の排仏人空気とを照合して、仏人は事態を悲観して、結局小生共に訴へ来り⁵⁶」と小林順一郎、曾我祐邦登場の背景を説明した。

その後「渡邊（帝国酸素顧問—引用者注）男爵の紹介にて小生自身村上氏と懇談其の結果遂に別紙の如き覚書の起案となり、村上氏も之に同意され、仏人にも之を応諾せしめたる時、村上氏は仏人が能く之を応諾しましたと言はわれたを以てしても当時の空気は判断し得べし」となった。この時の覚書と今回の海軍作成覚書案の違いは「(1) 事業拡張に必要な資金は増資に依らず借入金に拠る。(2) 先日御話申上げたる酸素瓶問題を明記せる事」の2点だけである。この2点を認め、「当事者相互協力の親和空気実現（中略）此空気実現の後は実は新株主問題などは海軍の御要望通り如何様にも後日解決せしめ得べしと信じたり。今日も尚ほ此を信じあり。勿論小生等の推薦したる新株主富国徴兵保険相互会社も最初よりみづから進んでといふに非ざるものに付」として小林、曾我を介した新株主が富国徴兵保険相互会社であることを

⁵⁴ 「小林順一郎発海軍次官澤本頼雄宛文書」（昭和17年12月21日、Ref. B08061267000）。

⁵⁵ 同上文書、1頁。

⁵⁶ 同上文書、2頁。

明言していた⁵⁷。

小林は続いて「問題は斯くの如く一月下旬を以て原則的に一応は解決したるものと小生共は信じありたるものなり、然るに其後村上氏より音沙汰なく、仏人も再び危惧の感に襲はれつゝ終に初秋に至れり、其問題諸種の不快極まるデマ横行せり」と事情を説明し、さらに「仏大使を始め仏人の今日の態度は左の如しと確信しあり」として、増資に際しては、「増資額が昨年以來今日迄の相互諒解の範囲を越えて、日仏折半以上に、日本資本が更に大ならんとする場合には、必ず帝国々防の要求に応じて御希望に添ふ様に致す誠意あるに付其時改めての交渉にすることを許されたい。(中略)新株主問題は株屋なれば海軍は同意するも曾我一小林では断じて不同意なりといふことを此際直ちに本国仏人に理解せしむることも困難に付、実は此問題も結局は村上社長就任以來始めて社内に失はれた日仏親和空氣の恢復の問題が根本故其空氣恢復に努むべくに付此際暫く其確定の保留を許されたい」、「仏国側の現在の収益の相当部分をなす酸素瓶の賃貸契約及び營業權契約の適用現状は本覚書有効期間は此儘持續すと解して然るやう予め諒解を得たい」としてフランス側の主張を繰り返した⁵⁸。「村上氏は海軍の意向なりと称され、甚だ冷かに悉く之を峻拒して其一切を取上げず、然る上は或種の威嚇を以て調印を強迫せられある為め、最早小生共の力及ばず、遂に最近大使より正式に外交々渉に移さるゝことゝなりたるは甚だ遺憾なり。(中略)村上氏の斯かる態度が海軍御当局の真意図なりとは如何にしても解するを得ず」というのが小林が強調する点であり、「恐らくば村上氏の就任匆々斯かる仕事に不慣れと其御性格上多少事物を小乘的に余り單純に且つ陰性的に觀察されある傾あられる結果、悪意なくして斯かる誤れる觀察を報告されたるに非ずやとも被考候(中略)本件の如

きも前社長有坂氏(海軍機関中将)が御在命ならば総て談笑裡に昨年中に海軍の御意図のまゝに一挙にして解決して小生等は毫も関知せざりしなるべしと確信罷在候」と村上社長の対応の稚拙さを澤本海軍次官に訴えたのである⁵⁹。

小林は最後に「私人としても海軍部内には相当の知己あり、特に山本五十六大将とは多年懇親の知己と自負罷在候様の次第にて、自己の力を見せんが為に海軍の威信を顧みざるが如き名利的小漢には断じて無之事丈は御確信願上候⁶⁰」と述べることを忘れていない。

一方、12月19日付書翰においてメルキオールはこの間の海軍および村上社長との交渉経過をフランス大使に伝達した⁶¹。曾我祐邦と小林順一郎がメルキオールに富国徴兵保險相互会社を紹介し、「曾我子爵及小林大佐ノ個人的保障ニ抛り我社ハ同意ヲ与ヘルモノニ有之候 小生ハ本件ハ解決セラレルモノト信シ居リ処帝国海軍ハ小生ノ理解ニ能ハサル理由ニ因リ川島屋(証券株式会社—引用者注)ノ選択方主張シ右商議ハ意外ニ停止セラレ候」。つまり海軍は新株の引受者として、最初遠山元一、川島屋証券を提示し、次に住友一本に絞ったのである。さらに11月27・28日付書翰を村上社長に送ったが、村上社長の返事が「何等ノ理由乃至説明モ与ヘラルコト無ク單純ナル不承諾」であったことも大使に伝えられた。

メルキオールからの連絡を受けて、12月23日にはフランス大使から外務省に対して文書が提出された⁶²。同文書では「(帝国酸素—引用者注)会社ノ設立ノ際ニ於ケル取極ニ依レバ經營權ハ液体空氣会社ノ手中ニ残ルモノトセラレタリ住友側ノ指名ニ依ル代表取締役ハ官庁、顧客

⁵⁹ 以上、同上文書、7-9頁による。

⁶⁰ 同上文書、10頁。

⁶¹ 「昭和十七年十二月十九日附在日本仏国液体空氣会社代表『アツシユ・メルキオール』發在京仏国大使宛書翰仮訳」(Ref. B08061267100)。

⁶² 前掲「帝国酸素株式会社改組ニ関シ在京仏国大使ヨリ外務大臣ニ提出セル書キ物(仮訳)」昭和17年12月23日。

⁵⁷ 同上文書、3-4頁。

⁵⁸ 以上、同上文書、5-7頁による。

及競争者トノ關係ニ直接係ハル全業務ヲ遂行監督シ来レリ」が、「一九四一年九月以来森住提督ニ依リ伝達セラレタル帝国海軍ノ要求ニ依リ左ノ国防上ノ三問題ニ付円満且友好的ナル解決ヲ計ル為商議カ行ハレ来レリ (イ) 経営権ノ日本人取締役ヘノ移讓 (ロ) 帝国海軍ニ依リ設定セラレタル国防計画ノ實現ニ必要ナル財産ヲ帝国酸素株式会社ノ管理下ニ置クコト (ハ) 会社資本ニ於ケル日本人所有部分ノ増加, 出来得レハ日本人及私人ノ株式所有高ヲ均等ニスルコト 本商議ハ昨年以來帝国酸素株式会社社長及『メルキオール』氏間ニ再開セラレタリ右ニ関スル全書類 (日本語及仏語写) ハ別添記録ニ包含セラル」とある。

森住とメルキオールの交渉が1941年9月に開始され、11月の村上春一の社長就任によって交渉が再開されたこと、また本論文で使用してきた交渉記録の多くがフランス大使館から外務省にもたらされたものであったことが分かる。

「新株主即新協力者ノ選択ニ関シテハ『メルキオール』氏ハ極メテ困難ナル立場ニアリ、同氏ハ交渉開始以來曾我子爵及日仏協会小林大佐ニ協力ヲ求メ来レル処從前ヨリ『メルキオール』氏ノ知己タル両氏ハ同氏ニ対シ全ク私心ナキ協力ヲ即座ニ約セルカ其ノ目的ハ専ラ日仏間ノ問題ノ解決ヲ援助スルニアリタリ 両氏ハ個別利益ノ追求ヲ問題トセサル相互軍事保險会社タル富国徴兵ニ対シ好意ヲ以テ斡旋シ」たこと、「液体空気会社ヲシテ国防上ノ要求ニ依ラサル利益ノ減少ヲヨリ免レシムル為酸素容器賃貸及營業権ニ関スル契約ハ維持セラルベキコト、然シ已ムヲ得ザル理由ニ依リ買受ノ場合ニ於テハ液体空気会社カ右買受価格ヲ新株式ニ於テ受ケ得ル様」にすることの2点をフランス大使も繰り返した。

このフランス大使の要望を外務省は海軍省に伝えた。しかし海軍省の態度は「現在仏側代表ニ提示セル案 (附属乙号) ハ仏側ノ利益ヲモ考

慮シ作成セル最後案ナレバ之以上讓歩ノ余地ナク仏側ニ於テ容レザル場合ニハ総動員法ニ依リ企業取用ノ手段ニ出ヅルモ已ムヲ得ズトノ強硬態度」であり、「仏国側ニテモ従来ノ行懸リニ拘泥スルコトナク大乘の見地ヨリ解決ヲ策セラルルコト寧ロ得策ナルベキニ依リ仏国大使館ニ於テモ仏国当事者ニ対シ適宜妥協方勸告セラレタキ旨回答スルコト適當ナリト思考セラル 右回答ハ通商局長ヨリ『ファン』参事官ニ対シ口頭ヲ以テ為サルコトト致度⁶³」というのが外務省の決定であった。この決定は1943年1月15日に伝えられた⁶⁴。海軍作成の覚書が帝国酸素の日本側株主代表・村上春一とフランス側株主代表メルキオールの間で調印されたのは1月28日であった⁶⁵。

2月12日にフランス大使館の参事官が外務省通商局長を訪ねてその後の経過を説明した⁶⁶。外務省の勸告に従ってメルキオールが村上社長と会談したところ、「村上社長ノ態度ハ仏側期待ニ反シテ以前ヨリ更ニ強硬ニシテ『エールリキード』会社顧問渡邊男爵ノ忠告モアリ遂ニ海軍側ノ原案ニ署名セサルヲ得サルノ已ム無キニ至リ本件ハ茲ニ解決ヲ見ルコトトナリタルカ仏側トシテハ帝国海軍ノ誠意ニ信頼シ覚書ノ運用ヲ計ルヨリ途ナク調印ニ際シ保科 (善四郎-引用者注) 海軍省兵備局長カ口頭ヲ以テ述ヘラレタル三点 (別添外務大臣宛仏国大使書翰参照) ヲ書キ物トシテ残シ置キ度」というものであった。

ここでいう保科善四郎兵備局長がメルキオールに口頭で伝えた3点とは、「一. 両者カ善意ヲ以テ帝国海軍ニ対シ満足ヲ与フヘキ協定ニ署

⁶³ 「帝国酸素株式会社改組ニ関スル件」昭和18年1月11日 (Ref. B08061267100)。

⁶⁴ 「帝国酸素株式会社改組ニ関スル件」昭和18年1月15日 (Ref. B08061267100)。

⁶⁵ アンリ・メルキオール「(訳文) 帝国海軍御指示の覚書の不履行に関する昭和十八年十月十八日附拙信添附説明書」(Ref. B08061267200)。

⁶⁶ 「帝国酸素株式会社改組ニ関スル件」昭和18年2月12日 (Ref. B08061267100)。

名セルコト慶賀ニ堪エス」, 「二. 帝国海軍ハ仏国ノ技術ノ貴重ナル協力ヲ確保センコトヲ欲ス」, 「三. 帝国海軍ハ帝国酸素会社ニ於ケル仏国ノ利益ヲ害スヘキ如何ナル措置モ執ルノ意思無シ」であり, フランス側は最後の條文に期待したのである⁶⁷。

(2) 帝国圧縮瓦斯への商号変更とその後の経営

1943年2月27日に帝国酸素は商号を帝国圧縮瓦斯に変更し, 本社社屋が川崎重工業に買取されたため, 移転せざるをえなかった。4月2日には増資が行われ, 資本金は330万円から750万円となったが, 新株式のうちエア・リキード社引き受け分は, 海軍の指示によって住友系関係各社に分割譲渡されることになった⁶⁸。その結果出資比率は住友関係61.5%, エア・リキード社関係38.5%と逆転した⁶⁹。

1943年3月8日付文書において, 渋澤信一通商局長は「ギー・ファン」参事官に対して, フランス大使館の要請に従って先の保科善四郎兵備局長の発言3項目を海軍側に改めて伝え, 同省がこれを了承したことをファン参事官に伝えた⁷⁰。

しかし帝国圧縮瓦斯への商号変更, 増資後も村上社長とメルキオールの関係は悪化の一途を辿った。メルキオールがフランス大使に送った書翰によると⁷¹, 「右調印後社長ノ一方的ニ為セル決定ハ不幸ニシテ同氏ノ意図カ右覚書作成ノ

精神, 保科提督カ調印式ノ際拙者ニ対シ述ヘラレタル所トハ全然反対ナルモノナルコトヲ表明シ居レリ」といったものであり, 第1に人事に関して, 「覚書署名後社長ハ会社ノ全高級職員ノ更迭ヲ行ヒタリ即チ同社長ハ商事部長鈴木氏⁷²ヲ辞職セシメ浅野氏ヲ常務取締役ニ任命, 同氏ニ対シ商事並技術上ノ職務ヲ担当セシメタリ 鈴木氏解職ノ公式ノ理由ハ無意味ニシテ同氏ニ対シ職務上ノ過失ハ何等指摘シ得サルモノナリ同氏ノ最モ非難セラレタルハ同氏カ入社以来仏国人職員及余ニ対シ表示セル信頼ヲ尚引続キ保持セルコトニアリタルハ今日ニ於テハ疑フノ余地ナシ」であった。

その他にも「幾多ノ協力者ノ更迭行ハレタルカ凡テ社長側ニ組セル者ノ地位ハ改善セラレ多年仏国人ト共同シテ為シ来リタル仕事ヲ抛棄スルコトヲ得サリシ者ノ地位ハ低下セラレタリ」といった事態が続いた。

第2に「技術参与」に関して, 「社長ハ仏国人団ニ対シ工場ニ立入ルコトヲ禁止セリ 該禁止ハ当時本社ニ事務室ヲ有セル技師ノミナラズ工場ニ於テノミ働キ居ル『ブイリオン』氏及

⁷² この時辞職させられた鈴木崧商事部長は, 1947年10月に「帝国酸素」(46年12月に商号復帰)の専務取締役役に就任する(前掲『帝国酸素の歩み』234頁)。大岡昇平が1938年から43年まで帝国酸素・帝国圧縮瓦斯に勤務し, その時の経験をもとに未完の小説『酸素』(1955年)を公表したことはよく知られている。大岡を帝国酸素に紹介したのが鈴木であり, 大岡によると「海軍の古手の中将かなんかが社長になって乗りこんでね, もとの副官みてえなおっちょこちよいが営業部長とかなんとかで, いばりくさってた。それで, この最後の段階で, ほくを入れてくれた鈴木崧さんという人が, フランス人の方について, 東京へいっているいろいろ防禦の運動をやったわけです。そして結局この鈴木さんとほくは首になっちゃうわけですよ。昭和十八年の夏ですな」(大岡昇平『戦争』岩波現代文庫, 2007年, 51-52頁)といった経緯であった。なお本稿で使用されている諸文書に関して, 翻訳は三宮に事務所を借りて極秘に行われ, フランス語から日本語への翻訳は大岡が担当し, 日本語からフランス語への翻訳は大岡がロシア人マリニンの助けを借りて行ったという証言がある(関塚誠「[インタビュー報告]住吉利氏に聞く」群馬県立女子大学『日文諸究』第3号, 2001年3月, 43頁)。

⁶⁷ 「二月九日附在京仏国大使発外務大臣宛私信(仮訳)昭和18年2月12日(Ref. B08061267100)。

⁶⁸ 前掲『帝国酸素の歩み-原点から未来をみつめて』49, 233頁。

⁶⁹ 前掲『住友本社経営史』上巻, 746頁。住友関係持株9万2250株の内訳は, 住友本社3万4000株(21.7%), 住友金属工業2万1750株(14.5%), 住友化学工業1万8000株(12%), 住友通信工業1万8000株(12%), 住友信託500株(0.3%)であった。

⁷⁰ 「帝国酸素株式会社改組ニ関スル件」昭和18年3月8日(Ref. B08061267100)。

⁷¹ 「昭和十八年六月二十二日附在神戸液体空気会社代表発在京仏国大使宛書翰」(「昭和十八年六月二十八日附在京仏国大使発帝国外務大臣宛書翰添付仮訳」昭和18年7月12日, Ref. B08061267100)。

職務ノ明確ニ限定セラレ居ル工場職工長『コロン』氏ニモ及フモノ」であった。さらに新任取締役の吉村提督は保科善四郎兵備局長の命によって設けられた日仏技術委員会の第1回会合（5月17日開催）において私人職員の工場立ち入りを禁止した。

第3の「財政問題」についても、懸案の酸素瓶および営業権契約の維持に関して村上社長からは何の明言もなく、「コロンヌエールリキード」という器具の製作特許の譲渡を要求された。そこでメルキオールは「一、『チューブ』及営業権契約ハ覚書有効期間中従来ト同様ノ条件ヲ以テ履行セラルヘキコト」、「二、液体空気会社ハ『プレミアム』名義ニ於テ受領セル金額ノ使用ヲ限度トシテ帝国圧縮瓦斯株式会社ノ株式引受ノ許可ヲ受クヘキコト」の2点についてフランス大使を介して外務大臣に斡旋方を依頼した。

このメリキオールの希望に対する海軍の回答はきわめて厳しいものであった⁷³。「外国資本金企業モ帝国ノ方針、見解ヲ諒解シ之ニ協力スル如ク運用セラレテ初メテ存続ヲ認メラルモノナリ」としたうえで、以下の4点にわたって海軍の見解を提示した。

- 一、村上社長ノ採リタル又今後採ラントスル処置ハ常ニ帝国海軍ノ諒解又ハ指示ニ依リ為サルモノニシテ全幅支持シアリ
- 二、鈴木氏ノ辞職ノ件ハ帝国海軍トシテ本会社利用上障碍トナルモノト認メ措置セルモノニシテ今後ト雖モ非協力的同様ノ分子ハ帝国海軍ノ一方的見解ニ依リ芟除スベシ
- 三、仏側技術参与ノ件ハ日仏技術委員会ノ設置ニ依リ可然研究ヲ進メラレツツアリ社長ニ於テ技術活用ニ関シ遺憾ナキヲ期シアル

⁷³ 海軍省軍務局第二課「液体空気会社ハ在日代表ノ申入ニ対スル回答要旨」昭和18年8月(Ref. B08061267100)。なお本文書には「本案ハ未ダ上局ノ承認ヲ経ルニ至ラザル」との書き込みがある。

モノト認ム

- 四、財政問題ノ件ハ仏側ガ新規作成ノ酸素発生装置ト関連セシメ全然無関係ノモノノ保障ヲ要求シアルモ之ニ反対スル社長ノ見解ニ同意ス瓶及営業権ノ問題ハ当方トシテ仏側ノ利益ヲ考慮シ現行通放置シアルモ仏側ノ協力的態度如何ニ依リテハ再検討ヲナスコトニ考慮セザルヲ得ズ新装置ニ関シテモ海軍トシテハ強イテ「クロード」式ヲ採用セザルモ支障ナク本件モ仏側ノ利益ヲ考慮セル処置ナリ

その後の帝国圧縮瓦斯の経営についても、メリキオールはその詳細をフランス大使に報告していた。1943年10月18日付書翰によると⁷⁴、9月27日の取締役改選において村上春一社長は覚書に反するを行った。覚書調印前に「社長自身も公式に選任方法は住友側と仏国側において協議したる取締役リストを海軍に提出して其の承認を求むるのであると云はれました。当局の承認を得たるのち、このリストを株主総会に付して採決する」と言っていた。メルキオールはその点を9月17日付書面で住友本社に確認したところ、「住友は社長に一任する⁷⁵」との回答であった。

メルキオールによると「総会開催に当り、社長は取締役の改選を宣し、海軍の承認ある取締役を選任すべきであると云はれました。そして、以下六名は其の承認があつたのだと附言

⁷⁴ 「(訳文) アンリー・メルキオール発仏国大使シヤルアルセヌ アンリー閣下宛書翰」昭和18年10月18日(Ref. B08061267200)。

⁷⁵ これはメルキオールの理解であって、住友からの回答文では「新取締役選任権ハ来ル九月二十七日開催ノ株主総会ニ於テ行使致ス所存ニ有之從而貴殿ニ格別申上グベキ意見モ無之候間左様御諒承相成度」となっている(「株式会社住友本社小林晴十郎、神田勇吉発アンリー・メルキオール宛書翰」昭和18年9月25日, Ref. B08061267200)。ただし住友本社がメルキオールと取締役選任について相談するつもりはまったくなく、メルキオールの「住友は社長に一任する」という理解は正しかったといえる。

されました。村上、吉村（武雄－引用者注）、繁本（統）、柳澤、浅野（音四郎）及びメリキオール諸氏。繁本氏は住友代表の資格に於て新取締役に賛意を表する旨を社長に申述べられました⁷⁶。一方、メルキオールは今回は相談を受けなかったが、それが海軍の意向であれば従うと発言した。

また会社創立以来9名であった取締役が今回6名となり、1924年以来液体空気会社の顧問弁護士であった谷信一郎およびフランス人2名が罷免された。罷免されたフランス人取締役は液体空気本社常務取締役デシヤールと同社海外部長のファイリボンであった（在フランス）。

さらにメルキオールは覚書によると決算に関する取締役会には出席できるはずが、これが守られず、株主総会において配当減少について質問すると、村上社長は増資申請をした際に大蔵省に対して1割以上の配当（従来は1割5分）を行わないことを約束したと回答した⁷⁷。

先に挙げた住友本社宛9月17付書翰の末尾には「私が警察の許可なくして大阪に拝趨出来ない現在、右協議が神戸に於てなされることを懇願いたします⁷⁸」と記されていた。こうした拘束状態がいつ開始されたのか特定できないが、こうした監視下においてもメルキオールはできうことをなそうとしていた。

10月18日付嶋田繁太郎海軍大臣宛嘆願書において⁷⁹、メルキオールは「私は現社長の更迭を嘆願する者であります。そして、覚書の条文、とくにその精神を尊重し、これを実施する人を改めて御指名賜はらむことを懇願奉る次第であります」との覚悟の意見を表明した。

⁷⁶ 「営業報告書」（Ref. B08061267200）。小高親が退任し、代わって繁本統（本社検査役）が派遣された（前掲『住友本社経営史』上巻、746頁）。

⁷⁷ 以上、注71書翰による。

⁷⁸ 「（訳文）アンリー・メリキオール発住友本社宛書翰」昭和18年9月17日（Ref. B08061267200）。

⁷⁹ アンリー・メリキオール発嶋田海軍大臣宛「（訳文）帝国海軍御指示に依る覚書不履行に関し嘆願の件」昭和18年10月18日（Ref. B08061267200）。

10月23日にはファン参事官と渋澤通商局長の間で会談が持たれた⁸⁰。ファン参事官がメルキオールと村上社長の関係がさらに悪化し、メルキオールが海軍大臣に嘆願書を提出したことを伝え、これに対して渋澤通商局長は「『メ』カ海軍省ニ対シスル要求ヲ提出シタルハ良キ策トハ思ヘサルモ此処迄悪化シタル以上最早致方ナシ、或ハ此ノ際態度ヲ判断サセタコトニ依リ反テ新シキ道ヲ拓キ得ルヤモ知レス」と応えた。

しかし、新しい道は拓けず、メルキオール、サンシー、ルキアンらのフランス人はスパイ容疑で憲兵隊に逮捕され、国外追放処分を受け、1944年2月に上海に退去した⁸¹。45年1月に村上社長が病没したため、後任に住友金属工業顧問・海軍中将山本弘毅が送り込まれ、8月1日には帝国圧縮瓦斯は住友金属工業の関係会社に移管され、終戦を迎えることになった⁸²。

おわりに

1941年7月から43年1月に及ぶ長い交渉を経て、帝国酸素の強制的「日本化」・現地化が完了した。42年下期の状況を帝国酸素は「圧縮瓦斯類ニ付テハ現存ノ製造設備並ニ納入方法ヲ最大限ニ運用シ前期以上ノ数量ヲ販売スルコ

⁸⁰ 「昭和十八年十月二十三日渋澤局長『ファン』仏国参事官会談要旨」昭和18年10月23日（Ref. B08061267200）。

⁸¹ 前掲『帝国酸素の歩み』49頁、および前掲『住友本社経営史』上巻、746頁。メルキオールは終戦まで上海にとどまり、終戦とともに帰仏したが47年に没した。メルキオールは1892年にフランスの名門の家に生まれ、第1次世界大戦に従軍して海軍少佐に昇進した。1922年に来日し、関東大震災が起こると機帆船に酸素や資材を満載して現地に急行させ、酸素不足に悩む被災地で酸素等を無償で提供した。また彼は『実用酸素アセチレン溶接及切断法』（28年）および月刊雑誌『溶接切断』を発刊し、28年に神戸に「溶接切断実習学校」を設立して1000名を超える溶接技術者を世に送り出した（三輪一市「メリキオール氏の思い出」、溶接五十年史編纂委員会編『溶接五十年史』産報、1962年、410-411頁）。

⁸² 前掲『住友本社経営史』上巻、746-747頁。

トヲ得タリ 又附帯事業タル諸製作品ニ付テハ資材ノ割当其他ニ関シ新法規ニ抛ラサル可カフサリシト雖モ略々前期同様ノ業績ヲ挙グルコトヲ得タリ⁸³」と報告していた。

1940年9月に北部仏印、41年7月には南部仏印進駐が実施された。この頃から海軍は帝国酸素の設備拡張と「現地化」を要求し出した。その背景には海軍側の「第二次欧洲大戦ニ於ケル仏国ノ敗退以来日本ノ枢軸国接近及仏印進駐等ニヨリ仏本国ノ対日態度漸次明朗ヲ欠キシ為之等ガ極メテ鋭敏ニ反映シ従来有シタル海軍ニ対スル好意的態度ハ漸次欠除シ海軍ノ意ノ如ク動カザル状況トナレリ⁸⁴」との認識があった。この認識は必ずしも合理的な判断とはいえなかったものの、酸素の急速な増産を必要とする海軍にとって、酸素業界を牽引する位置にいる企業が外資系企業であることが認められなかったのである。

当初増資ではなく、借入金による漸進的な拡張を想定していたメルキオールと急速な増産を求める海軍の懸隔は埋まらず、結局帝国圧縮瓦斯の成立なった。しかし新株の引き受け手として、最初海軍は遠山元一、川島屋証券を指名し、次に住友一本に絞ったことからうかがわれるように、住友は増資新株引受に積極的ではなかった。外資系企業への出資を拡大することがこの時期においても憚れるような事情があったのかどうか。住友側の逡巡の背景をさらに検討する必要がある。

また親英米派ではなく、小林順一郎や曾我祐邦のようなフランスとの関係の深い人物の活動についても、日仏協会、日仏同志会を含めてより広い視野からの検討が必要であろう。いずれも今後の課題である。

〈付記〉

本稿作成に際して、平成27年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究 [C]，課題番号 15K03576）による研究助成を受けた。

⁸³ 帝国酸素瓦斯株式会社『営業報告書』第18期。

⁸⁴ 前掲「帝国酸素株式会社経営組織変更ノ件仰裁」昭和17年10月8日決裁附属資料。

“Japanization” Process of a Foreign-affiliated Company: The Case of Teikoku Sanso during the Pacific War

Minoru Sawai

After a long negotiation between Henri Melchior, French managing director of Teikoku Sanso (oxygen) that was a foreign (French)-affiliated company as well as a leading company in the Japanese oxygen industry, and the president of the company who had been dispatched from the Japanese navy from November of 1941 to January of 1945, the process of compulsory “Japanization” of Teikoku Sanso had completed. Teikoku Sanso changed its name to Teikoku Asshuku Gasu (compressed gas) in February of 1943 and increased the paid-up capital from 3,500,000 yen to 7,500,000 yen. The capital of 3,500,000 yen was shared between Air Liquide company and Sumitomo holding company with the ratio of 7/8 of French company and 1/8 of Sumitomo. After the increase of capital, the share of Sumitomo increased to 61.5%, causing a decline to 38.5% of Air Liquide. In the autumn of 1943 Henri Melchior and French engineers was under the supervision of the military police, then were deported to China in 1944.

This paper examines the process of compulsory “Japanization” of a famous foreign-affiliated company, shedding a light on the real situation of intervention by the navy into the management of a private company.